

中小企業人材確保奨学金返還支援 企業登録に関するQ & A

■制度に関すること

Q 1. 企業登録のメリットは？

A 1. 多くの学生が奨学金を受給し、就職後、返還している状況の中で、企業が従業員への奨学金返還支援制度を導入することは、学生が企業選びをする際の大きなポイントになることが考えられます。

奨学金返還支援制度を整備している中小企業等の情報は県の Web サイト等に掲載し、学生・求職者にPRするため、人材の確保につながることを期待できます。

■対象とする中小企業等に関すること

以下の要件を満たす法人*又は個人事業主で、県への企業登録が必要です。

※ 会社、NPO 法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、一般社団法人、組合 等

登録企業の要件

- ・愛知県内に本社又は主たる事業所を有すること
- ・常時雇用する従業員数が 300 人以下であること（資本金の規模は問わない）
- ・雇用保険の適用事業所であること
- ・従業員への奨学金返還支援制度を整備し、奨学金返還のための支援をしていること
等

※詳しくは、県 Web ページ掲載の「愛知県中小企業人材確保奨学金支援企業登録要領」をご覧ください。URL:<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo>

Q 2. 「主たる事業所」とは？

A 2. 主たる事業所とは、法人の主な活動拠点となる場所をいいます。

登記簿に登録されている住所が県外であっても、法人住民税を愛知県に収めていれば、対象となります。

そのため、県外に本社があっても、主たる事業所が愛知県内にあれば対象となります。

Q 3. 「対象となる中小企業等」の要件のうち、「常時雇用する従業員数が 300 人以下」について、短時間などの非正規も含むのか？

A 3. 「常時雇用する従業員」とは雇用契約の形態を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている者を指します。

従って、非正規職員であっても、次のような者は含まれます。

- ・期間の定めなく雇用されている者
- ・一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者でも、その雇用期間が反復更新され、過去 1 年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から 1 年以上引き続き雇用されると見込まれる者

Q 4. 「対象となる中小企業等」の要件のうち、「常時雇用する従業員数が 300 人以下」とあるが、中小企業基本法で定義されている中小企業でなくても対象となるのか？

A 4. 常時雇用する従業員の数 が 300 人以下の法人又は個人事業主で、資本金の規模は問いません。中小企業基本法で定義する中小企業者に当てはまらなくても、対象となります。

Q 5. 現在、奨学金を返還している従業員がいないが、登録できるのか？

A 5. 社内規程等で奨学金返還支援制度が整備されていれば登録できます。

Q 6. 「国や地方公共団体等の公共法人」とは、具体的に何か？

A 6. 独立行政法人や地方公社などが該当します。

■奨学金返還支援制度等に関すること

Q 7. 中小企業等の奨学金返還支援制度とは、具体的にはどのようなものか？

A 7. 中小企業等が就業規則や賃金規程などの社内規程に基づき、従業員に対し、奨学金返還の負担を軽減するために設けている制度のことです。

具体的には、手当による本人への直接給付、または日本学生支援機構等へ中小企業等が代理で直接返還を行う代理返還などがこれにあたります。

Q 8. 対象にならない奨学金は、具体的にはどのようなものか？

A 8. 特定の職種へ就職した場合や、特定の地域に居住した場合等に返還が免除される奨学金等は対象となりません。

例：愛知県地域医療確保修学資金、愛知県保育士修学資金貸付金、
愛知県介護福祉士等修学資金貸付金、愛知県福祉系高校修学資金 等

Q 9. 教育ローンは奨学金の対象となるか？

A 9. 教育ローンは、資金用途が入学金や授業料だけでなく、教材費やアパートの敷金など幅広く設定されていること、また、本人ではなく親が借りることもあることから、対象外です。

Q10. 奨学金返還支援の対象とする従業員には、試用期間中の従業員や非正規雇用の従業員も含まれるのか？

A10. 2024 年 4 月以降に雇用され、正社員であって、試用期間中の方も対象となります。また、雇用保険被保険者であることが必要です。非正規雇用の従業員は、対象となりません。

■企業登録申請に関すること

Q11. 企業登録はどのように申請すればよいのか？

A11. 「あいち電子申請・届出システム」への入力又は県への申請書類の郵送により、申請してください。

[あいち電子申請・届出システム]

https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=86593



あいち電子申請・届出システム

※左の二次元コードからもアクセスできます。

[申請書類ダウンロード]

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/>

[郵送]

〒460-8501 (住所記載不要) 愛知県就業促進課 若年者雇用対策グループ宛

Q12. 企業登録に必要な添付書類は、何を提出したらよいのか？

A12. 以下の書類を「あいち電子申請・届出システム」にアップロード又は、県に郵送してください。

- ・企業・団体の概要を記した資料（パンフレット等企業の活動内容、常時雇用する従業員の数分かるもの）
- ・法人に係る登記事項証明書（法人等の場合）又は 開業届等所在地が確認できる書類の写し（個人事業主又は法人格を持たない団体の場合）
- ・奨学金返還支援制度に係る企業の社内規程等の写し
- ・県税に未納の徴収金がないことを証する書類（納税証明書）

Q13. 県への企業登録について、申請後、審査にはどの程度の期間がかかるか？

A13. 県にすべての書類が到着後、2週間以内を目途に登録決定し、決定後、速やかにお知らせします。申請が集中した場合など、登録決定が遅くなる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。